

# 上川北部国有林の 地域別の森林計画書

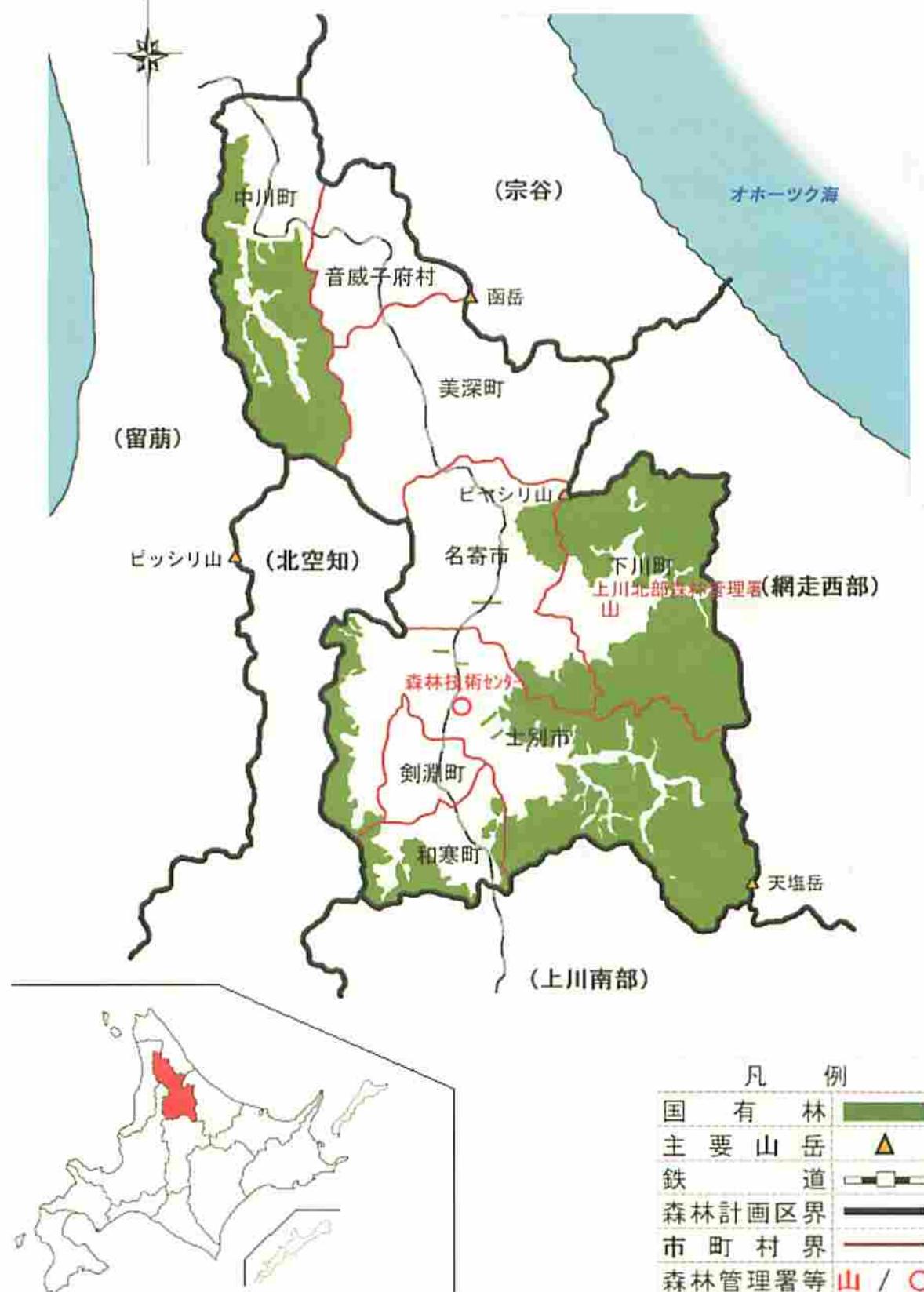
(上川北部森林計画区)

計画期間 [ 自 平成20年4月 1日  
至 平成30年3月31日 ]

樹立年月日：平成19年12月28日

北海道森林管理局

## 上川北部森林計画区の位置図



## はしがき

この計画は、森林法第7条の2の規定に基づき、全国森林計画に即して、上川北部森林計画区に係る国有林について、森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的事項等を定めるものです。

## 目 次

### I 計画の大綱

1	自然的、社会経済的背景と森林計画区の位置づけ	1
(1)	位 置	
(2)	自然的背景	
(3)	社会経済的背景	
(4)	森林・林業・木材産業の概況	

2	計画樹立に当たっての基本的考え方	2
---	------------------	---

### II 計画事項

1	計画の対象とする森林の区域	3
2	森林の整備及び保全に関する基本的な事項	3
(1)	森林の有する機能別の森林の所在及び面積	
(2)	森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	
(3)	その他必要な事項	
3	伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項	7
(1)	森林の立木竹の伐採に関する基本的事項	
(2)	伐採立木材積	
(3)	その他森林の立木竹の伐採に関する必要な事項	
4	造林面積その他造林に関する事項	10
(1)	造林に関する基本的事項	
(2)	人工造林及び天然更新別の造林面積	
(3)	その他造林に関する必要な事項	
5	間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項	12
(1)	間伐及び保育に関する基本的事項	
(2)	間伐立木材積	
(3)	その他間伐及び保育に関する必要な事項	
6	公益的機能別施業森林の整備に関する事項	14
(1)	公益的機能別施業森林の区域	
(2)	公益的機能別施業森林区域内における施業の方法	
(3)	その他必要な事項	
7	林道の開設その他林産物の搬出に関する事項	15
(1)	林道の開設及び改良に関する基本的な考え方	
(2)	開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等	
(3)	更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法	
(4)	その他必要な事項	

8 森林施業の合理化に関する事項	-----	16
(1) 林業に従事する者の養成及び確保		
(2) 林業機械の導入の促進		
(3) 作業路等の整備		
(4) 林産物の利用の促進のための施設の整備		
(5) その他必要な事項		
9 森林の土地の保全に関する事項	-----	16
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区		
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する森林及びその搬出方法		
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項		
(4) その他必要な事項		
10 保安施設に関する事項	-----	17
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等		
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等		
(3) 実施すべき治山事業の数量		
(4) その他必要な事項		
11 その他必要な事項	-----	18
(1) 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法		
(2) 森林の保護及び管理		
(3) その他必要な事項		
<b>III 別 表</b>		
別表1 森林の有する機能別の森林の所在及び面積	-----	25
別表2 計画期間において達成し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	-----	28
別表3 伐採立木材積	-----	29
別表4 人工造林及び天然更新別の造林面積	-----	29
別表5 公益的機能別施業森林の区域	-----	30
別表6 開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等	-----	31
別表7 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林の所在及びその搬出方法	-----	33
別表8 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	-----	33
別表9 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する森林及びその搬出方法	-----	33
別表10 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	-----	34
10-1 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積		
10-2 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等		
10-3 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積		
別表11 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	-----	35
別表12 治山事業の数量	-----	35
別表13 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	-----	36

## I 計画の大綱

### 1 自然的、社会経済的背景と森林計画区の位置づけ

#### (1) 位 置

北海道の中央からやや北部の上川支庁管内の北部に位置する。

#### (2) 自然的背景

##### ア 地 勢

本森林計画区は、中央部に名寄盆地があり、東部は北見山地、西部は天塩山地とその支脈に囲まれている。

河川は、これらの山地を水源として、大小の河川が森林計画区の中央部を北流する天塩川に合流し、日本海に注いでいる。

##### イ 地質及び土壌

地質は、海岸段丘地に第四紀層が分布するほかは、主に第三紀層からなる。

土壌は、主に褐色森林土からなっている。

##### ウ 気 候

気候は、年平均気温は約5°C、年間降水量は約1,100mmとなっているが、東部の北見山地、西部の天塩山地によって海岸と遮断されているため、気候較差の著しい内陸性気候を呈している。

#### (3) 社会経済的背景

##### ア 市町村の構成

2市5町1村から構成され、国有林は2市3町に所在している。

##### イ 人 口

約76千人（平成17年国勢調査）で、全道の約1%となっている。

##### ウ 産 業

農業は、南部は稻作・畑作、北部は畑作・酪農を中心で、地域の基幹産業となっている。

観光については、優れた山岳景観を持つ天塩岳道立自然公園のほか、ピヤシリスキーカー場などがあり、多くの観光客が訪れている。

#### (4) 森林・林業・木材産業の概況

##### ア 森林・林業

森林面積は、総土地面積の78%の325千haで、全道森林面積の6%を占めている。このうち国有林は、162千haとなっている。

森林蓄積は、全道の5%を占める32,869千m<sup>3</sup>で、このうち国有林は14,835千m<sup>3</sup>となっている。国有林のha当たり蓄積は94m<sup>3</sup>で、全道平均131m<sup>3</sup>を下回っている。

人工林率は27%で、全道平均27%と同じであり、国有林は22%となっている。

#### イ 木材産業

平成18年度の製材の原木消費量は、全道の8%を占める194千m<sup>3</sup>で、このうち針葉樹が94%、広葉樹が6%となっている。また、製材出荷量は、全道の8%を占める95千m<sup>3</sup>で、用途別では梱包材が42%となっている。

チップの原料消費量は、全道の7%を占める155千m<sup>3</sup>（チップ出荷量は156千m<sup>3</sup>）で、このうち針葉樹が54%、広葉樹が46%となっている。

#### ウ 林業事業体等の現況

森林組合は4組合が組織されており、林業事業体は、森林組合を除き、造林業では19業者、素材生産業では16業者となっている。

## 2 計画樹立に当たっての基本的考え方

森林は、木材等の林産物の供給、水源のかん養、山地災害の防止等の機能の発揮を通じて、国民生活と深く結びついてきたところであるが、近年、保健・文化・教育的な利用や良好な生活環境の保全とともに、二酸化炭素の吸収・固定による地球温暖化防止への寄与、生物多様性の保全等に対する森林の役割への期待が高まっている。

北海道の森林は、これらの役割を果たすことはもとより、北海道の美しく雄大な景観の形成、豊かな野生生物の生息・生育環境の確保の上で大きな役割を果たしている。とりわけ、北海道の総土地面積の約39%、森林面積の約55%を占める国有林の果たすべき役割が大きなものとなっている。

このような森林の果たす様々な機能の高度発揮に対する国民の期待の高まりに応え、流域を単位として、地域の特色ある森林づくりを進めていくこととし、民有林と国有林が連携し、森林の整備及び保全を進めていくこととする。

特に、本森林計画区では、以下のような森林づくり等について取り組んでいくものとする。

- ① 本森林計画区の国有林は、地域の水源として、また、基幹産業である農業の振興に資する観点で重要な役割を担っていることから、水源かん養機能の持続的発揮に向けた森林整備を推進する。
- ② 天然記念物であるクマゲラや希少種であるクマタカ・オオタカ等の生息環境に配慮した森林施業を推進し、生息環境の保全を図る。
- ③ 農地等を守る防風保安林の整備・保全を図る。
- ④ 地域と連携した移入植物の排除の取組を推進する。

## II 計画事項

### 1 計画の対象とする森林の区域

市町村別面積

単位 面積 : ha

区分		面 積	備 考
総 数		1 6 2 , 1 4 4	官行造林 8 2 haを含む。
市 町 村 別 内 訳	和 寒 町	7 , 8 8 0	
	士 別 市	6 3 , 1 0 8	官行造林 8 2 haを含む。
	名 寄 市	8 , 4 9 8	
	下 川 町	4 8 , 1 0 8	
	中 川 町	3 4 , 5 5 0	

注 1 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の林野庁所管の国有林及び公有林野等官行造林地とする。

2 森林計画図は、北海道森林管理局計画課及び上川北部森林管理署に備え置く。

3 総数は四捨五入のため必ずしも一致しない。

### 2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

#### (1) 森林の有する機能別の森林の所在及び面積

森林の有する機能別の森林の所在及び面積については、別表 1 のとおり定める。

#### (2) 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

##### ア 森林の整備及び保全の目標

森林の有する各機能を高度に發揮する上で望ましい森林の姿は、次のとおりである。

##### (ア) 水源かん養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壤を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林とする。

##### (イ) 山地災害防止機能

下層植生が生育するための空間が確保され適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壤を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林とする。

##### (ウ) 生活環境保全機能

大気の浄化、騒音や風を防ぐなど良好な生活環境を保全するために、樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林及び汚染物質の吸着能力が高く、かつ、抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成されている森林とする。

#### (イ) 保健文化機能

原生的な自然環境を構成し、貴重な野生生物の生息・生育に適している森林、街並み、史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林又は身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林とする。

#### (オ) 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高く二酸化炭素の固定能力が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林とする。

### イ 森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、前述の森林の整備及び保全の目標に向か、水源かん養機能又は山地災害防止機能を重視する「水土保全林」、生活環境保全機能又は保健文化機能を重視する「森林と人との共生林」及び木材等生産機能を重視する「資源の循環利用林」に区分することとする。この区分を踏まえ、育成単層林における保育・間伐の積極的な推進、針広混交林化、広葉樹林化を含め、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の計画的な整備、天然生林の的確な保全・管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止対策や森林病害虫等被害の防止対策の推進等により、重視すべき機能に応じた多様な森林資源の整備及び保全を図ることとする。

また、森林・林業の管理経営に欠くことのできない施設である林道の整備に当たっては、周囲の環境との調和を図ることに加え、コストの縮減に努め、森林資源の整備の目標及び公道、民有林林道の配置状況等を考慮し、農山村地域の振興にも資する整備に努めるとともに、既設の林道については、利用状況、今後の森林施業の展開等を考慮しながら、改良及び適切な維持管理を図ることとする。

さらに、森林の水源かん養機能、山地災害防止機能等の諸機能の高度発揮を図るため、治山事業の計画的な実施に努めるとともに、保安林の適正な整備を図ることとする。その中で、流域保全の観点から、関係機関が連携した取組等を通じて、山地災害の減災に向けた事業の実施を図る。その際、環境との調和を図ることに加え、コストの縮減に努める。

なお、森林の整備及び保全の推進を図るに当たっては、多種多様な生物の生息・生育地として生物多様性の保全や国民のニーズ等に十分配慮する必要がある。また、森林は、二酸化炭素の吸収源・貯蔵庫として重要な役割を果たしていることから、健全な森林の整備、保安林等の適切な管理・保全等により、吸収源・貯蔵庫としての機能の発揮を確保し、京都議定書目標達成計画において定められた森林吸収量の確保に貢献できるよう努める必要がある。

重視すべき機能を踏まえた森林の区分ごとの森林整備及び保全の基本方針は次のとおりとする。

#### (ア) 水土保全林

水土保全林は、災害に強い国土基盤の形成又は良質な水の安定的供給を確保する観点から、特に水源かん養機能又は山地災害防止機能の発揮を重視する森林である。

森林の整備及び保全に当たっては、地形・地質等の条件を考慮した上で、水源かん養又は山地災害防止の機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進するとともに、必要に応じて、保安林の指定や山地災害を防ぐ施設の整備を推進することとする。

具体的には、樹根及び表土の保全に留意し、林木の旺盛な成長を促しつつ、下層植生の発達を確保するため、適切な保育・間伐等を推進するとともに、高齢級の森林への誘導や伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散を図る。また、立地条件に応じて、天然力も活用した施業を推進することとする。

また、ダム等の利水施設上流部や集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、水源のかん養や土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、渓岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止工や土留工等の施設の設置を推進することとする。

#### (イ) 森林と人との共生林

森林と人との共生林は、生物多様性の保全や森林とのふれあいを通じた森林と人との共生を図る観点から、特に生活環境保全機能又は保健文化機能の発揮を重視する森林である。

森林の整備及び保全に当たっては、生活環境保全又は保健文化機能の維持増進を特に図るための森林施業や森林の適切な保全を推進することとする。

具体的には、森林の構成を維持し、樹種の多様性を重視することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び適切な利用の組み合わせに留意して、適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施業を推進するとともに、生活環境の保全、保健・風致の保全等のための保安林の指定やその適切な管理、野生生物のための回廊の確保にも配慮した生態系として重要な森林の適切な保全、防風や景観の創出等生活環境の保全等に重要な役割を果たしている防風林等の整備・保全を推進することとする。

#### (ウ) 資源の循環利用林

資源の循環利用林は、再生可能資源としての重要性が高まりつつある木材等の林産物を持続的に供給する観点から、特に木材等生産機能の発揮を重視する上記2つの区分以外の森林である。

森林の整備及び保全に当たっては、木材資源の持続的な循環・利用を図るための適切な造林、保育及び間伐の実施を推進することとする。この場合、施業の集約化等を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

## 森林整備の区別別対象面積

単位 面積 : ha

区分	面 積	構成比
総 数	162, 144	100%
水 土 保 全 林	138, 951	86%
森林と人との共生林	22, 464	14%
資源の循環利用林	729	0%

注) 総数は四捨五入のため必ずしも一致しない。

ウ 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等については、別表2のとおり定める。

### (3) その他必要な事項

ア 水源かん養機能の持続的発揮に向けた森林整備

河川の上流域に位置する国有林は、地域の水源として、また、基幹産業である農業の振興等に資する観点で、特に水源かん養機能の発揮への期待が高い。

このため、将来の森林の姿を見据えた面的な広がりで森林を取り扱うことに留意して、①将来とも育成单層林として維持していく林分については、資源の循環利用も考慮した帯状伐採等の施業、②将来、育成複層林に誘導していく林分については、複層林、針広混交林等の誘導に向けた下層の光環境の確保、下層植生等の導入・育成に配慮した施業等を行っていくものとし、流域全体で水源かん養機能が持続的に発揮されることを目指すものとする。

特に、それぞれの施業目的に応じた間伐を重点的に行い、地球温暖化防止にも貢献していくとともに、路網を基幹として施業の集約化等を推進し、森林資源の有効利用を進めていくものとする。また、地域との連携・協働による水源林整備も積極的に進める。

なお、取水施設の上流等の特定水源に近接する箇所については、特に留意し、水源に影響を及ぼすおそれがある場合は施業を見合わせるとともに、溪流沿いについては、溪流への土砂の流出・崩壊を抑えるため、おおむね50m以上の保護樹帯を設置する。

イ クマゲラ及びクマタカ・オオタカ等生息森林の取扱い

国の天然記念物に指定されているクマゲラや「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」で国内希少野生動植物種に指定されているクマタカ・オオタカ等の生息の把握に努め、生息状況に応じて森林を適切に取り扱っていくものとし、これら希少鳥類の生息環境の保全を図る。

ウ 平成18年10月の低気圧による風倒被害地については、風倒被害木の処理を早急に実施し、森林の有する機能の発揮の観点から適切な復旧に努める。

### 3 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項

#### (1) 森林の立木竹の伐採に関する基本的事項

##### ア 立木の標準伐期齢

主要な樹種の標準伐期齢は、流域の標準的な立地条件にある森林における平均成長量が最大となる年齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して、次のとおり定める。

なお、標準伐期齢は、流域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであり、保安林等の伐採規制等に用いられるものである。

人天別	樹種	標準伐期齢
人 工 林	エゾマツ、アカエゾマツ	60
	トドマツ	50
	カラマツ、グイマツ	30
	その他針葉樹	40
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ（天然林を含む）	30
	その他広葉樹	40
天 然 林	主として天然更新によって成立する針葉樹 " 広葉樹	60 80
	主としてぼう芽によって成立する広葉樹	25

##### イ 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

森林施業を実施するに当たっては、2の(2)「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」によるほか、次に掲げる基準によるものとする。

#### (7) 育成単層林施業

育成単層林施業にあっては、気候、地形、土壤等の自然的条件、林業技術体系等からみて、人工造林等により高い林地生産力が期待される森林及び森林の有する公益的機能の發揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林について、以下の事項に留意の上実施することとする。

- 主伐に当たっては、自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採箇所の分散に配慮することとする。また、林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。
- 主伐の時期については、地域の森林構成等を踏まえ、公益的機能の發揮との調和に配慮し、木材資源の循環・利用を考慮して多様化等を図ることとし、生産目標とする径級に達した林齢以上で伐採することとする。なお、人工林の主要な樹種の主伐時期は、次のとおりとする。

樹種	生産目標	目標径級 (cm)	主伐時期 (伐期齢・年)
トドマツ	一般材	22~38	65
アカエゾマツ・エゾマツ	〃	22~38	80
カラマツ・グイマツ	〃	22~38	50
その他針葉樹	〃	22~38	60

#### (イ) 育成複層林施業

育成複層林施業にあっては、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意の上実施することとする。

- a 主伐に当たっては、複層状態の森林に確實に誘導する観点から、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととする。また、立地条件、下木の生育条件等を踏まえ、帯状又は群状の伐採等の効率的な施業の実施についても考慮することとする。
  - (a) 抜伐による場合は、森林生产力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう適切な伐採率及び繰り返し期間によること。
  - (b) 複層伐等による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散等に配慮すること。
  - (c) 林地保全、雪崩・落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持、生態系の維持、野生生物の生息・生育環境の保全等に考慮する必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置すること。
  - (d) 天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、天然稚幼樹の生育状況、母樹の保存等に配慮すること。

#### (ウ) 天然生林施業

天然生林施業にあっては、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより的確な更新及び森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意のうえ実施することとする。

- a 主伐については、(イ)育成複層林施業に準じることとする。
- b 国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のために禁伐その他の施業を行う必要のある森林については、その目的に応じて適切な施業を行うものとする。

#### (イ) 保安林等における施業

保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)第7条の2に規定されている森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うとともに、森林生产力の維持増進が図られる施業方法によることとする。

## (2) 伐採立木材積

伐採立木材積については、別表3のとおり計画する。

## (3) その他森林の立木竹の伐採に関する必要な事項

ア 水源かん養機能等の高度発揮と資源の循環利用を進める観点から、育成複層林施業を積極的に推進することとし、人工林において針広混交林等に誘導するために行う抜き伐り及び小面積区域伐採、高齢級の常時複層林へ誘導するための上層木の抜き伐り等を実施する。

イ 伐採箇所の選定に当たっては、当該森林の林分状況、自然保護に対する要請、地域の産業及び地域住民の生活への影響等に配慮し行うものとする。

ウ 伐採、素材の集積場等に当たっては、枝条、素材等が流出し、下流の人家・公共施設、農地等に被害を及ぼすことのないよう木材の流出防止等に必要な措置を講ずるとともに、土砂の流出が生じないよう十分配慮する。

エ クマゲラ及びクマタカ・オオタカ等生息森林の取扱い

### (ア) クマゲラ

営巣木が確認された場合は、営巣木を中心に、おおむね半径50m以内を「営巣木保護区域」、おおむね半径500m以内を「緩衝区域」として設定する。

営巣木保護区域においては、営巣木の伐採は行わない、営巣木周辺では弱度の択伐、間伐以外の伐採は行わないとともに、産卵・抱卵・育雛期間（4～6月頃）は立ち入りを控え、騒音の発生を防止する。

緩衝区域においては、伐採は択伐及び間伐を原則とし、機能区分に基づき皆伐が必要な場合は面積5ha以下として、更新後の平均樹高が10mに達するまでは隣接した伐採区域は設定しない。

（具体的な取扱いは、「クマゲラ生息森林の取扱い方針の制定について」（平成18年6月29日付け18北計第27号）による（以下同じ）。）

### (イ) クマタカ・オオタカ

営巣木が確認された場合は、クマタカについては営巣木から半径500m程度、オオタカについては半径250m程度の「営巣中心域」を設定する。また、クマタカ・オオタカとともに、営巣木から半径2km程度の「高利用域」を設定する。

営巣木から半径50m程度は、原則として伐採は行わない。

営巣中心域では、営巣の確認のため以外は入林せず、間伐等の実施は非営巣期（クマタカ：9～1月、オオタカ：8～2月）に行い、皆伐が必要な場合は1ha以下として、更新後の平均樹高が10mに達するまでは隣接した伐採区域は設定しない。

採餌場の確保に配慮するため、高利用域内的人工林において皆伐を行う場合には、面積を5ha以下にするとともに、分散配置に努める。

（具体的な取扱いは、「クマタカ・オオタカ生息森林の取扱い方針の制定について」（平成19年3月28日付け18北計第147号）による（以下同じ）。）

#### (ウ) シマフクロウ

本森林計画区内においては、シマフクロウの生息が確認されている。このシマフクロウについては、隔離分布となっており、種の保存の観点から非常に貴重であるが、行動圏の把握には至っていないところである。

このため、関係機関、学識経験者と十分連携し、巡視等により行動圏の把握に努めるとともに、森林施業に当たっては、生息環境に影響を及ぼさないよう十分配慮するものとする。

（具体的な取扱いは、「シマフクロウ生息地保護林等の森林施業について」（平成18年2月13日付け17北計第106号）による。）

また、このほかの希少野生生物についても、その生息・生育の把握に努め、確認された場合や情報がある場合には、学識経験者から助言を得るなど、その保護に配慮した施業に努めるものとする。

### 4 造林面積その他造林に関する事項

#### (1) 造林に関する基本的事項

##### ア 造林樹種

人工造林の対象樹種は、適地適木を基本として、気象、地形、土壌等の自然条件、既往の成林状況及び地域における造林樹種の需給動向等を勘案し選定するものとする。

また、複層林施業を導入する林分については、自然的条件等に加え、上木の生育状況も勘案して樹種を選定する。

天然更新補助作業の対象樹種は、自然的条件、森林を構成する樹種及び下層植生の状況等からみて、植込み、地表処理等の更新補助作業を行うことにより確実な更新が期待できる樹種を選定する。

なお、対象地内の有用天然木は積極的に育成する。

##### イ 造林の標準的な方法

###### (ア) 人工造林の植栽本数

主要な樹種の植栽本数は、既往の施業体系及び植栽本数を勘案して次表を基準とするが、造林対象地の天然稚幼樹の発生状況及び有用天然木の配置状況等を勘案して決定する。

樹種	基準本数(本/ha)
トドマツ	3,000
アカエゾマツ・エゾマツ	3,000
カラマツ・グイマツ	2,500
広葉樹	4,000
クロマツ(海岸林)	10,000
その他針葉樹	3,000

注) 複層林施業における植栽本数は、上層木の配置状況により、有用天然木を含め概ね1,500～2,000本を目安とする。

#### (イ) その他人工林の標準的な方法

人工造林は、気象その他の立地条件及び既往の造林地の成績等を勘案するものとする。天然力の活用に配慮しつつ、現地の実態に即して、早期かつ確実な成林が期待できるよう行う。

地拵の方法は、植栽樹種、植栽方法、下層植生、保残した有用天然木の配置状況に応じ、現地に適合した方法を採用するものとする。

植栽時期は、春又は秋とするが、極力乾燥期は避けるなど現地の状況を考慮して行う。また、健全な苗木の使用、植付方法により、活着率の向上と十分な成長が図られるよう行う。

また、人工下種は、自然的条件等天然更新が期待できない箇所で、人工下種により広葉樹資源の造成が可能な場合に行う。

#### (ウ) 天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新補助作業の方法の選択に当たっては、後継樹の本数及び配置状況等現地の実態に即して行うが、確実な更新が図られるようこれらを適宜組み合わせることも考慮する。

##### a 剖出し

ササなどの下層植生により天然稚幼樹の生育が阻害されている箇所について、更新を確保するため刈払い等を実施する。

##### b 地表処理

ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所について、大型機械によるかき起こし等を実施する。

##### c 植込み

天然稚幼樹の生育状況を勘案し、天然下種更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する。

##### d まき付け等

広葉樹の更新が期待できる箇所は、ミズナラ等のまき付けを行う。また、ぼう芽力の強い樹種によるぼう芽更新なども考慮する。

なお、地表処理によるものについては、処理を実施した年の翌年から5年以

内に更新状況の確認を行い、更新が完了していないと判断される場合には、再度地表処理を行う等により確実に更新を図る。

#### ウ 伐採跡地の更新すべき期間

伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早急に解消するため、人工造林によるものについては、原則として2年以内に更新を図る。

### (2) 人工造林及び天然更新別の造林面積

人工造林及び天然更新別の造林面積については、別表4のとおり計画する。

### (3) その他造林に関する必要な事項

防災的見地からの施業

林地崩壊のおそれがある地域や急傾斜地等で地拵を行う場合は、刈払いの方向や枝条等の置き場に十分留意するものとする。

## 5 間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項

### (1) 間伐及び保育に関する基本的事項

#### ア 間伐の標準的な方法

間伐は、樹冠がうつ閉状態に達した林分において、その健全化と利用価値の向上を図ることを目的として、林木間の競合を緩和し併せて資源の有効利用を図るために行う。なお、森林の状況に応じて、高性能林業機械の活用に適した伐採等効率的な施業の実施を図るものとする。

主要な樹種の間伐の開始時期、繰返し期間、間伐率の目安は次のとおりとする。

樹種	間伐の時期（林齢）			間伐方法	間伐率
	初回	2回	3回		
トドマツ	7齢級 (31~35年)	9齢級 (41~45年)	11齢級 (51~55年)	列状、定性、定量、上層間伐のうち最も適した方法を選択。	35%を上限とする。
アカエゾマツ・エゾマツ	8齢級 (36~40年)	11齢級 (51~55年)	14齢級 (66~70年)		
カラマツ・グイマツ	4齢級 (16~20年)	6齢級 (26~30年)	8齢級 (36~40年)		
その他針葉樹	6齢級 (26~30年)	8齢級 (36~40年)	10齢級 (46~50年)		
広葉樹	6齢級 (26~30年)	9齢級 (41~45年)	—		

#### イ 保育の標準的な方法

##### (ア) 保育の種類

下刈、つる切、除伐等とし、目的樹種と周辺植生相互の生育状況に応じ、林分の健全化と質的向上のために行う。

実行に当たっては、目的樹種の生育状況等現地の実態に即した効果的な時期、

回数、方法等を十分検討のうえ行う。

(イ) 主要な樹種の保育の時期等の目安は、次のとおりである。

作業種別	樹種	保育作業の年次別計画																
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
下刈	カラマツ	○	◎	○	○													
	トドマツ エゾマツ アカエゾマツ	○	◎	◎	○	○	○	○	○									
つる 切 除 伐	カラマツ					←	○			○			→					
	トドマツ エゾマツ アカエゾマツ									←	○		○		→			

注1) 春植を基準としているので、秋植は植付年度の翌年を1年目と読み替える。

2) 下刈りの○は1回刈、◎は2回刈を示す。

トドマツ等の下刈で、8年目については必要な箇所に適用する。

3) つる切り、除伐の一〇一〇→は標準年次と範囲を示している。

#### (ウ) 保育の作業方法

##### a 下刈

目的樹種の成長に必要な陽光を与えることを主眼とし、植栽木の高さ及び植生の状態により、適切な方法を採用することとする。

下刈の終了時点の目安は、樹種、植生の種類により異なるが、大部分の植栽木が植生高を脱し、又は同程度となり、生育に支障がなくなった時期とする。

##### b つる切

つる類の繁茂の状況により、目的樹種の成長を阻害するおそれがある場合、必要に応じて実施することとし、かん木の発生状況等を勘案し、除伐が必要な箇所については、原則として除伐と併行させ効率的に行うこととする。

##### c 除伐

植栽後発生した天然木が目的樹木と競合し、その生育が阻害される場合に実施するが、実施に当たっては目的樹種の中の形質不良木も伐倒するとともに、つる類の繁茂状況を勘案し、極力つる切りと併行させ効率的に実施する。

なお、植栽木と天然木の成長関係及び将来の利用価値等を勘案し、有用天然木は積極的に育成していく。

#### (2) 間伐立木材積

間伐立木材積については、別表3のとおり計画する。

#### (3) その他間伐及び保育に関する必要な事項

ア 国土の保全や地球温暖化防止等公益的機能を高度に發揮させつつ資源の有効活用を進める観点から、人工林における高齢級間伐や利用面をも重視した間伐、人工林等における複層状態の林分の上層木の間伐等を積極的に推進するものとす

る。

イ 防災的見地からの施業

林地崩壊のおそれがある地域や急傾斜地等については、間伐及び保育の実施により下層植生の繁茂や樹根の生育を促し表土の安定を図るとともに、伐倒木等が河川に流出しないよう配慮する。

## 6 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

### (1) 公益的機能別施業森林の区域

ア 「水土保全林」の区域

水土保全林の区域については、別表5のとおり定める。

イ 「森林と人との共生林」の区域

森林と人との共生林の区域については、別表5のとおり定める。

ウ ア又はイのうち伐採方法その他の施業の方法を特定する必要のある森林の区域  
該当林分なし。

### (2) 公益的機能別施業森林区域内における施業の方法

ア 水土保全林の区域における施業の方法

水源かん養機能又は山地災害防止機能の維持増進を特に図るため、複層状態等の森林への誘導や伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を基本とする森林施業を推進する。

具体的には、立地条件に応じて育成複層林施業を計画的に推進するほか、更新時に林床が裸地化する面積及び期間を縮小するため、森林の面的広がりやモザイク的配置に留意し、1箇所当たりの伐採面積の縮小、伐採箇所の分散及び伐採林齢の長期化を図ることとする。

また、林地の安定化を考慮した適切な造林、保育、間伐や、複層状態の森林への誘導の際には、立地条件に応じ、国民のニーズ等を踏まえ、広葉樹の活用による針広混交林化を推進することとする。

イ 森林と人との共生林の区域における施業の方法

生活環境保全機能又は保健文化機能の維持増進を特に図るため、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進する森林施業を推進する。

具体的には、自然環境の保全を最も重視すべき森林については、自然の推移に委ねることを基本として、必要に応じ、植生の復元等を実施するほか、野生生物の生息地の減少及び分断を防ぐため、広域的な観点から森林の連続性に配慮した回廊状の森林の確保を図ることとする。

また、森林とのふれあいや自発的な森林づくり活動を通じた環境教育や健康づくりの場として利用される森林については、快適な森林環境や優れた自然景観を保全し、又は創出するため、郷土樹種を基本とした花木や広葉樹との混交も考慮に入れた育成複層林施業、人工林の有する景観美を維持するための育成单層林施業等の推進に努める。また、森林レクリエーション施設周辺の森林については、快適な森林環境の維持等を図るため、保育、間伐等を適切に行うものとする。

ウ ア又はイのうち伐採方法その他の施業の方法を特定する必要のある森林の区域における施業の方法  
該当林分なし。

(3) その他必要な事項

特になし。

## 7 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等の路網については、効率的な森林施業や適切な管理経営に欠くことのできない施設であり、周囲の環境との調和を図ることに加え、コストの縮減に努め、民有林・国有林一体となった効率的な整備を図っていくこととする。

(2) 開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等については、別表6のとおり定める。

(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法指定の基準

制限林以外の森林であって、特に搬出方法を定めなければ土砂の流出又は崩壊を引き起こすおそれがあり、森林の更新又はその土地の保全に支障が生ずる林分とする。

該当林分なし。

(4) その他必要な事項

ア 適切で効率的な森林施業を行うため、林道の整備と併せて作業道の作設を進める。

特に、育成複層林施業の導入等により継続的な施業の実施が見込まれる森林については、きめ細かい施業を積極的に実施するための作業道の作設を進める。

イ 林道等の開設に当たっては、土砂の流出を抑制するよう必要に応じて土留工等の防止施設を設置するとともに、林道通行に対する安全確保のため、林道の規格を遵守し、標識等の交通安全施設の整備に努める。

ウ 適切な林道の維持管理を行い、林道の機能の保全及び向上に努める。

エ 林道工事におけるクマゲラ及びクマタカ・オオタカ等生息森林の取扱い

林道工事の実施に当たっては、3の(3)のエにおける森林施業と同様の取扱いに努める。

なお、シマフクロウについては、行動圏が明確になっていないところであるが、周辺森林において林道工事を実施する場合においては、繁殖期間以外の期間(7月～12月)に行うとともに、餌となる魚類、両生類等の生息環境に影響を及ぼさないよう努める。

## 8 森林施業の合理化に関する事項

### (1) 林業に従事する者の養成及び確保

林業事業体の育成を図るため、民有林及び関係機関との連携を図りつつ、①事業の安定的な発注、②事業の協業化や共同化等経営の安定強化のための指導、③機械化の促進等の指導を図る。これらを通じて、優れた林業労働者の養成及び確保に資するものとする。

### (2) 林業機械の導入の促進

生産供給体制の整備を図るため、チェンソーとトラクタによる従来型の作業システムに加え、高性能林業機械を中心とした新たな作業システムを定着させるためにフィールドの提供等を行う。

### (3) 作業路等の整備

育成複層林等多様な森林の造成と効率的な森林施業の推進を図るために、作業路網の計画的整備に努めるものとする。

### (4) 林産物の利用の促進のための施設の整備

流域森林・林業活性化協議会等の場への積極的な参加を通じ、産地銘柄の形成、道産材の需要・販路の拡大等に資するよう関係者へのPR及び働きかけに努める。

### (5) その他必要な事項

民有林と連携した流域管理システムの下で、計画的な木材供給の推進、森林施業の共通化など、森林整備、生産、加工流通等各段階における取組を一体的かつ効率的に実施し、流域森林・林業の活性化に資することとする。

特に、下川町における森林認証の取組については、民・国が連携し設置した作業路網等により、森林施業を計画的に実施しているところであり、引き続き地域材のブランド化の推進と需要拡大の普及啓発を図る。

## 9 森林の土地の保全に関する事項

### (1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区については、別表8のとおり定める。

### (2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する森林及びその搬出方法指定の基準

制限林以外の森林であって、特に搬出方法を定めなければ土砂の流出又は崩壊を引き起こすそれがあり、林地の保全に支障を及ぼす林分とする。

該当林分なし。

### (3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

- ア 土地の形質の変更の際、その規模、実施地区については、周辺の状況、地形、地質等を十分勘案して定めることとする。特に、集材路等を設置する際は、配置や密度に十分留意し、土砂の流出や崩壊、水質汚濁の防止に努める。また、溪流沿いの集材路等の設置は、極力避けるものとする。
- イ 土砂の切取、盛土を行う場合、法面については風化、浸食が生じないよう法面緑化工、土留工、排水工など必要に応じて施工することとする。
- ウ その他、土地の形質の変更に当たっては、その態様に応じて土砂の流出、崩壊などの防止に必要な施設を設けるなど、適切な保全上の措置を講ずることとする。

### (4) その他必要な事項

#### 防災的見地からの施業

林地崩壊のおそれがある地域や急傾斜地等については、樹根による土壤緊縛力を強化するため、複層林施業等を推進することとする。

## 10 保安施設に関する事項

### (1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等については、別表10のとおり定める。

### (2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等については、別表11のとおり定める。

### (3) 実施すべき治山事業の数量

実施すべき治山事業の種類別及び箇所別の数量については、別表12のとおり定める。

### (4) その他必要な事項

#### ア 防風保安林の整備・保全

名寄盆地には、農地の間に帯状に防風保安林が点在しており、厳しい風から農地等を守る役割を果たしている。この防風保安林の取扱いに当たっては、その機能の発揮を図るために、地域の意見も踏まえつつ、適切な施業を実施していくものとする。

また、地域の身近な森林になっていることから、森林環境教育等を通じて防風保安林の役割についての普及啓発を推進していくこととする。

#### イ 治山工事におけるクマゲラ及びクマタカ・オオタカ等生息森林の取扱い

治山工事の実施に当たっては、3の(3)のエにおける森林施業と同様の取扱いに努める。

なお、シマフクロウについては、行動圏が明確になっていないところであるが、

周辺森林において治山工事を実施する場合においては、繁殖期間以外の期間（7月～12月）に行うとともに、餌となる魚類、両生類等の生息環境に影響を及ぼさないよう努める。

## 11 その他必要な事項

### (1) 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

#### ア 制限林の所在及び面積

法令により施業について制限を受けている森林の所在及び面積並びに施業方法については、別表13のとおり定める。

#### イ 保安林の区域内の森林

保安林区域内の施業方法は、森林法の規定により各保安林ごとに定められた指定施業要件の範囲内で行うものとし、一般的留意事項は次のとおりである。

##### (ア) 主伐の方法

- a 主伐できる立木は、本森林計画区で定める標準伐期齢以上のものとする。
- b 伐採方法は、以下の3区分とする。
  - (a) 伐採種を定めない（皆伐を含む自由な伐採方法がとれるもの）
  - (b) 択伐（伐採区域内の立木を均等な割合で、単木的又は10m未満の幅の帶状に選定し伐採するもの、あるいは樹群を単位とする伐採で、当該伐採により生ずる無立木地の面積が0.05haを超えないもの）
  - (c) 禁伐（全ての立木の伐採を禁止するもの）

##### (イ) 伐採の限度

- a 皆伐面積の限度は、森林法施行令の規定に基づき公表される面積の範囲内とする。
- b 1箇所当たりの皆伐面積の限度は、当該保安林につき定められた指定施業要件の範囲内とする。
- c 防風、防霧保安林については、標準伐期齢以上である部分を幅20m以上にわたり帶状に残存させなければならない。
- d 択伐の限度は、当該伐採年度の初日における、その森林の立木材積に択伐率を乗じて得られる材積を超えないものとする。
- e 択伐率は、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して算出するものとする。ただし、その算出された数字が10分の3を超えるときは10分の3とする。（指定施業要件において植栽を定める森林の伐採跡地につき、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる場合については10分の4とする。）

##### (ウ) 間伐の方法及び限度

伐採年度ごとに伐採することができる立木の材積は、原則として当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を超せず、かつその伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下回ったとしても、当該伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の当

該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積を超えないものとする。

(イ) 植栽の方法、期間及び樹種

- a 伐採跡地への植栽は、満1年生以上の苗を、おおむね1ha当たり伐採跡地につき的確な更新を図るために必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。
- b 植栽は、伐採が終了した年度の翌年度の初日から起算して2年以内に行うものとする。
- c 植栽する樹種は、保安機能の維持又は強化を図り、かつ経済的利用に資することができる樹種として指定施業要件で指定された樹種を植栽するものとする。

ウ 自然公園特別地域内における森林

自然公園特別地域内における森林の施業方法の決定は、次の特別地域における制限により行う。

区分	制限内容
特別保護地区	特別保護地区内の森林は、禁伐とする。
第一種 特別地域	(1) 第一種特別地域内の森林は、禁伐とする。 ただし、風致維持に支障のない場合に限り単木抾伐法を行うことができる。 (2) 単木抾伐法は、次の規定により行う。 ア 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。 イ 抾伐率は現存蓄積の10%以内とする。
第二種 特別地域	(1) 第二種特別地域内の森林の施業は、抾伐法による。 ただし、風致維持に支障のない限り皆伐法によることができる。 (2) 国立公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く）は、原則として単木抾伐法によるものとする。 (3) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とする。 (4) 抾伐率は、用材林において現存蓄積の30%以内とする。 (5) 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合は、自然環境局長（国定公園、道立自然公園にあっては知事）は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。 (6) 特に指定した風致樹については、保育及び保護に努めることとする。 (7) 皆伐法による場合その伐区は、次のとおりとする。 ア 一伐区の面積は2ha以内とする。 ただし、疎密度3より多く保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。 イ 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。 この場合においても、伐区は努めて分散させなければならない。
第三種 特別地域	第三種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。

## エ 史跡名勝天然記念物内における森林

史跡名勝天然記念物内における森林の施業方法の決定は、文化財保護法等の法令によるが、一般的な取扱いは次による。

区分	制限内容
史跡名勝 天然記念物	原則として禁伐とする。ただし、属地的に保存の要件として被害木の除去、病虫害防除等の施業を行えるものとする。

## オ 鳥獣保護区内における森林

鳥獣保護区内における森林の施業方法の決定は「鳥獣保護区内の森林施業につ

いて（昭和39年1月17日付け39林野第1043号）」によるが、一般的な取扱いは次による。

区分	制限内容
鳥獣保護区 特別保護地区	(1) 伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められるものについては伐採種は択伐。 (2) 伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖又は安全に特に著しい支障があるものについては禁伐。 (3) その他の森林にあっては伐採種を定めない。 (4) 地域別の森林計画の初年度以降5年間において皆伐できる面積の限度は、当該特別保護地区内の皆伐区域面積を標準伐期齢に相当する数で除して得た面積の5倍とする。 (5) 保護施設を設けた樹木及び鳥獣の保護繁殖上必要があると認められる特定の樹種は禁伐とする。

カ その他の制限林

伐採の方法及び限度は、法令等の制限の範囲内とする。

キ その他

制限林が重複した場合の施業方法は、制限の強い方とする。

## (2) 森林の保護及び管理

### ア 森林の保護及び管理の方針

レクリエーション等を目的とした森林の利用は年々多様化、高度化てきており、森林の各種機能を維持・向上させていくためには、森林の適正な保護と管理が重要となってきた。

森林に対する被害としては、気象害、病虫獣害、山火事等があるが、特に、山火事は、都市近郊林、自然公園等、入り込み者の多い地域に発生しており、森林巡視等による適切な森林管理を行うこととする。

病虫獣害等については、被害の早期発見に努めるとともに、試験研究機関等と連携し、発生原因の究明及び早期防除に努める。なお、近年急増しているエゾシカ農林業被害に対しては、関係機関等と連携を図り、生息状況、被害動向等について情報収集するとともに、「エゾシカ保護管理計画」（北海道策定）に基づく個体数調整に協力し、被害の防止に努める。

森林の保護及び管理に当たっては、市町村、森林組合等の関係機関及び地域住民の一層の協力のもとに、効率的・合理的に推進するものとする。特に、前天塩岳において確認され除去した移入コマクサについては、今後も繁茂するおそれがあることから、地域や学識経験者と連携した巡視、発芽・生長個体の記録、除去等の取組を進める。

クマゲラ、クマタカ・オオタカが生息する森林について、林道や歩道からおおむね50m以内の範囲に営巣木がある場合には、必要に応じて、営巣木の箇所の特定に結びつかないよう林道入口等へ看板を設置し、入林の抑制等を行う。また、シマフクロウについても、必要に応じ、同様の措置を講ずる。

#### イ 森林の巡視に関する事項

森林の巡視に当たっては、国有林の中で、森林レクリエーションのための利活用者が特に多く、山火事等の森林被害が多発するおそれのある地域を重点として、現地の実態に即し適切に実施するとともに、森林法違反行為の未然防止、森林の産物の盗採等の防止、森林被害の早期発見等に努める。

また、入り込みの多い地域にあっては、秩序ある利用についての指導・啓発を図る。

#### ウ 森林の保護及び管理のための施設に関する事項

山火事等の森林被害を防止するため、春先の乾燥時期には林野巡視を強化するとともに、保護標識等を設置して一般入林者に対する普及啓発を図る。

### (3) その他必要な事項

ア 民有林と国有林が一体となった森林づくりを進めるため、北海道と連携して、  
①森林の整備・保全の推進、②緑環境の整備による雇用対策、③道民との協働の森林づくりの展開に向けた取組を実施する。

#### イ 森林環境教育の推進

森林の整備及び保全にあたっては、森林の持つ多面的機能の効用を享受している地域住民の理解が不可欠である。

このため、多様な野外活動や教育の場としてフィールドを提供するなど、森林環境教育の推進を図る。

### III 別 表

別表1 森林の有する機能別の森林の所在及び面積

## ア 市町村別内訳

単位 面積：ha

区分	水源かん養	山地災害防止	生活環境保全	保健文化	木材等生産
総 数	(82) 131,736	46,492	86	26,752	(82) 78,040
市町村別内訳	和寒町	7,780	526	-	642 3,653
	士別市	(82) 52,529	- 18,875	- 66	- 9,336 (82) 31,613
	名寄市	6,053	89	20	2,336 4,425
	下川町	47,543	1,012	-	6,904 30,378
	中川町	17,831	25,991	-	7,534 7,971

注1) 各森林の有する機能別の森林の所在は、北海道森林管理局計画課に備え置く別冊のとおりである。

## 2) 森林の有する機能

## ア 水源かん養機能

水資源を保持し渇水を緩和するとともに洪水流量等を調整する機能

## イ 山地災害防止機能

自然現象等による土砂の崩壊、土砂流出等の山地災害の発生、その他表面侵食等山地の荒廃化を防止し、土地を保全する機能

## ウ 生活環境保全機能

生活環境の悪化を防止し、快適な生活環境を保全・形成する機能

## エ 保健文化機能

保健、文化及び教育活動に寄与する機能及び自然環境を保全・形成する等の機能

## オ 木材等生産機能

木材等森林で生産される資源を培養する機能

## 3) ( )書きの数値は官行造林で内書きである。

イ 所在別内訳

a 水源かん養機能

単位 面積 : ha

区分	森林の区域（林班）	面積
総 数		(82) 131,736
市町村別内訳	和 寒 町 2343～2373	7,780
	土 別 市 (1) 2001, 2005～2009, 2012～2013, 2016～2107, 2109～2162, 2164～2168, 2170～2171, 2174～2175, 2177, 2183, 2189～2192, 2214～2216, 2301～2342, 2374～2402	(82) 52,529
	名 寄 市 1091, 1097～1099, 1103～1166, 11081111, 1113～1143	6,053
	下 川 町 1112, 208～315	47,543
	中 川 町 1004～1026, 1032～1042, 1049, 1064～1073, 1085～1086, 1089～1090	17,831

注) ( )書きの数値は官行造林で内書きである。

b 山地災害防止機能

単位 面積 : ha

区分	森林の区域（林班）	面積
総 数		46,492
市町村別内訳	和 寒 町 2364, 2367～2368	526
	土 別 市 2001, 2005～2016, 2036, 2074～2075, 2078～2082, 2084～2087, 2108, 2117, 2119～2121, 2125～2127, 2137～2138, 2140～2142, 2154～2158, 2163～2218, 2310～2311, 2313～2314, 2323, 2375～2376, 2378～2386, 2388～2401	18,875
	名 寄 市 1091, 1097, 1102, 11071108, 1123	89
	下 川 町 1516, 30, 38～39, 83, 86～88, 92～93, 225～226, 242, 282, 294～295, 304～306, 312	1,012
	中 川 町 1001～1003, 1006, 1008, 1013, 1027～1066, 1068～1090	25,991

## c 生活環境保全機能

単位 面積 : ha

区分		森林の区域（林班）	面積
総 数			86
市町村別内訳	士 別 市	2403～2406	66
	名 寄 市	1144	20

## d 保健文化機能

単位 面積 : ha

区分		森林の区域（林班）	面積
総 数			26,752
市町村別内訳	和 寒 町	2355～2356, 2365～2368, 2371	642
	士 別 市	2002～2005, 2009, 2012～2013, 2020～2021, 2024～2027, 2031, 2034～2039, 2042～2043, 2063～2064, 2078～2082, 2084～2086, 2091～2092, 2096～2097, 2103～2105, 2112, 2116～2119, 2121～2122, 2124～2135, 2139～2145, 2147～2150, 2159～2162, 2168, 2173, 2189, 2198, 2200, 2310	9,336
	名 寄 市	1091～1097, 1100, 1102, 1104～1105, 1109～1110, 1125～1128, 1134, 1137～1139, 1142～1143	2,336
	下 川 町	24, 11～15, 18～21, 23, 27, 31～32, 34～36, 39～41, 47～51, 53～58, 79～80, 83～87, 96～97, 102, 105～111, 212, 227, 230, 233, 247～250, 253, 255～256, 259～260, 262～263, 265～267, 274～282, 284, 286～287, 291, 295, 297, 299～301, 304～306	6,904
	中 川 町	1002, 1006～1009, 1019～1020, 1022, 1024, 1026～1042, 1044, 1054～1069, 1071～1073, 1075～1077, 1081	7,534

## e 木材等生産機能

単位 面積 : ha

区分		森林の区域（林班）	面積
総 数			(82) 78,040
市町村別内訳	和 寒 町	2343～2358, 2360～2373	3,653
	士 別 市	(1) 2001～2004, 2006～2007, 2009, 2012, 2017～2023, 2025～2036, 2038～2041, 2043～2057, 2059～2077, 2079～2080, 2082～2125, 2128～2153, 2156～2160, 2163～2218, 2301～2342, 2375～2466	31,613
	名 寄 市	1091, 1095～1107, 1199～1144	4,425
	下 川 町	1～73, 78～91, 93～224, 226～315	30,378
	中 川 町	1001～1027, 1030～1045, 1048, 1065～1067, 1070～1072, 1077～1078, 1083, 1086～1089	7,971

注) ( )書きの数値は官行造林で内書きである。

別表2 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

単位 面積：ha

区分	現況	計画期末	参考（現況）		
			水土保全林	森林と人との共生林	資源の循環利用林
面積	育成单層林	36,103	34,814	34,975	404
	育成複層林	32,268	33,557	31,861	407
	天然生林	90,000	90,000	69,827	20,173
森林蓄積 (m <sup>3</sup> /ha)		94	99		
林道整備率 (%)		28	30		

注1) 育成单層林とは、森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為<sup>\*1</sup>により单一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業(育成单層林施業)が行われている森林。

2) 育成複層林とは、森林を構成する林木を択伐<sup>\*2</sup>等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層<sup>\*3</sup>を構成する森林(施業の関係上一時的に单層林となる森林を含む)として成立させ維持する施業(育成複層林施業)が行われている森林。

3) 天然生林とは、主として天然力を活用することにより成立させ維持する施業(この施業には、国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のための禁伐等を含む)(天然生林施業)が行われている森林。

4) 現況については、平成19年3月31日現在の数値である。

5) 計画期末内訳の合計は四捨五入のため必ずしも一致しない。

6) 現況及び計画期末の数値については、無立木地は含まれていない。

※1 「人為」とは、植栽、更新補助(天然下種更新のための地表かきおこし、刈払い等)、下刈、除伐、間伐等の保育等の作業を総称したもの。

※2 「択伐」とは、森林内の成熟木を数年から数十年ごとに計画的に繰り返し伐採(抜き伐り)すること。

※3 「複数の樹冠層」は、樹齢や樹種の違いから林木の高さが異なることにより生じるもの。

別表3 伐採立木材積

単位 材積 : 千m<sup>3</sup>

区分	総数			主伐			間伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	303	240	62	4	3	1	298	237	61

注) 総数は四捨五入のため必ずしも一致しない。

別表4 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積 : ha

区分	人工造林	天然更新
総数	172	46

別表5 公益的機能別施業森林の区域

## (1) 水土保全林の区域

単位 面積 : ha

区分		森林の区域（林班）	面積
総 数			(82) 138, 951
市 町 村 別 内 訳	和 寒 町	2423～2373	7, 622
	士 別 市	(1) 2001～2036, 2040～2062, 2065～2095, 2098～2127, 2129～2158, 2163～2218, 2301～2342, 2374～2406	(82) 54, 111
	名 寄 市	1091, 1097～1099, 1101～1144	6, 620
	下 川 町	1～73, 78～112, 208～248, 251～315	41, 538
	中 川 町	1001～1090	29, 060

注1) 総数は四捨五入のため必ずしも一致しない。

2) 森林の区域（林小班）は、北海道森林管理局計画課に備え置く別冊のとおりである。

3) ( )書きの数値は官行造林で内書きである。

## (2) 森林と人との共生林の区域

単位 面積 : ha

区分		森林の区域（林班）	面積
総 数			22, 464
市 町 村 別 内 訳	和 寒 町	2355～2356, 2362～2366, 2371	189
	士 別 市	2002～2004, 2009, 2020～2021, 2024～2027, 2031～2039, 2042～2043, 2045～2046, 2053, 2058～2059, 2063～2064, 2068～2069, 2091～2092, 2096～2097, 2103～2105, 2115～2122, 2124～2135, 2137～2150, 2159～2162, 2168, 2189, 2198, 2200, 2315～2317, 2322～2323,	8, 696
	名 寄 市	1091～1097, 1100, 1104～1105, 1109～1110, 1125～1128, 1134, 1137～1140, 1143	1, 828
	下 川 町	2～4, 11～15, 18～21, 23, 27, 31～32, 34～36, 40～41, 47～51, 53～58, 79～80, 83～87, 96～87, 102, 105～111, 212, 227, 230, 233, 247～250, 253, 255～256, 259～260, 262～263, 265～267, 274～282, 284, 286～287, 291, 295, 297, 299～301, 305	6, 270
	中 川 町	1002, 1006～1009, 1019～1020, 1022, 1024, 1026～1042, 1044, 1065～1067, 1071～1073, 1075～1077, 1081	5, 481

注1) 総数は四捨五入のため必ずしも一致しない。

2) 森林の区域（林小班）は、北海道森林管理局計画課に備えおく別冊のとおりである。

別表6 開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

## ア 開設すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

単位 延長: Km、面積: ha、材積: m<sup>3</sup>

種類	位置 (市町村)	路線名	延長	利用区域			備考	
				面積	材積			
					針葉樹	広葉樹		
自動車道 (普通)	和寒町	上6線沢	3.0	509	29,241	26,253		
		向東山	4.0	260	17,677	10,856		
	小計	2路線	7.0	769	46,918	37,109		
	士別市	間足檜山2号	1.5	220	6,572	11,882	作業道格上げ	
		北一線六号支線	1.0	121	9,936	3,287	"	
		下朝日1号	2.5	241	6,767	15,730	"	
		雄鬼頭1号	3.0	362	36,382	7,900		
		鬼頭越	1.6	203	6,658	12,750	旧道道編入	
		北17線支線	2.0	373	1,906	20,320	作業道格上げ	
		下大英	2.0	141	4,208	4,368	"	
	小計	7路線	13.6	1,660	72,429	76,237		
	名寄市	桜の沢	3.0	541	27,247	20,438	作業道格上げ	
	小計	1路線	3.0	541	27,247	20,438		
	下川町	パンケ下の沢	1.5	305	26,058	12,039		
		長坂沢	1.0	218	18,565	7,131		
	小計	2路線	2.5	524	44,623	19,170		
	中川町	下仁尾川	1.5	184	4,680	11,766	作業道格上げ	
		三番沢	1.5	587	6,856	32,286	"	
	小計	2路線	3.0	771	11,536	44,052		
普通計		14路線	29.1	4,264	202,753	197,006		
計		14路線	29.1	4,264	202,753	197,006		

イ 拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

単位 延長 : m

種類	位置 (市町村)	路線名	箇所数	延長	備考 (拡張の内容)
自動車道 (基幹)	士別市	似様	3	400	路体強化
		内大部	2	400	"
		和寒	3	600	"
		大志別山	2	400	"
	小計	4路線	10	1,800	
	名寄市	風連右股	2	300	路体強化・法面保護工
	小計	1路線	2	300	
	下川町	奥珊瑚	3	400	路体強化
		御車左股	1	100	"
		ホロナイップ	1	100	"
		奥名寄	2	300	"
	小計	4路線	7	900	
	中川町	縫振山	3	500	路体強化・法面保護工
	小計	1路線	3	500	
	基幹 計	10路線	22	3,500	
自動車道 (普通)	士別市	北一線一号	1	100	路体強化
		毛無沢本流	2	300	"
		板東沢	2	200	"
		日暮左股	2	200	"
		前天塩3号	2	200	"
		成美	2	300	"
		大英	1	100	"
		東山	2	200	"
		忍沢	2	300	"
	小計	9路線	16	1,900	
	名寄市	6線沢	1	100	路体強化
		日進左沢	1	100	"
	小計	2路線	2	200	
	下川町	樺太郎沢	2	300	路体強化
		イワナ沢	2	300	"
		中小屋	1	150	"
	小計	3路線	5	750	
	中川町	オチタウナイ	1	100	路体強化
		オツナイ	1	100	"
		パナクチャ	2	200	"
		畠中沢	1	150	"
		熊越	3	600	路体強化・法面保護工
	小計	5路線	8	1,150	
普通 計	19路線	31	4,000		
合 計	29路線	53	7,500		

別表7 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林の所在  
及びその搬出方法

該当なし

別表8 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位 面積：ha

所 在		面積	留意すべき事項	備考 (保安林等の種類)
市町村	地 区			
総 数		(82) 155, 968		
和 寒 町		7, 810		水かん
士 別 市	※市町村別の地区は、北海道森林管理局計画課に備え置く別冊のとおりである。	(82) 62, 096	地形、地質、土壤等、気象の面から、森林の施業及び土地の形質変更に当たって土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらし、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を及ぼすことのないよう特に林地保全に留意する。	水かん、土流、土崩、干害防風、その他
名 寄 市		6, 100		水かん、土流、干害、防風、その他
下 川 町		47, 483		水かん、土流、干害、その他
中 川 町		32, 478		水かん、土流、土崩

注1) 備考欄の「水かん」は水源かん養保安林、「土流」は土砂流出防備保安林、「土崩」は土砂崩壊防備保安林、「干害」は干害防備保安林、「防風」は防風保安林、「その他」は砂防指定地である。

- 2) 総数は四捨五入のため必ずしも一致しない。
- 3) ( )書きの数値は官行造林で内書きである。

別表9 森林の土地の保全ため林産物の搬出方法を特定する森林及びその搬出方法

該当なし

別表10 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

10-1 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積 : ha

保安林の種類	面積	備考
保安林 総 数 ( 実 面 積 )	155,370	
水源かん養のための保安林	111,998	
災害防備のための保安林	39,437	
保健、風致の保存等のための保安林	4,007	

注) 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源かん養のための保安林等の合計に一致しないことがある。

10-2 計画期間内において、保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積

単位 面積 : ha

指解 定除 別	種 類	流域	森林の所在		面積	指定又は解除を 必要とする理由
			市町村	区域(林班)		
解 除	災 害 防 備	上川北部	士別市	2218	9	公益上のため
			計		9	
	保 健 、 風 致 の 保 存 等	上川北部	士別市	2037	0	
			計		0	
合 計					9	

注1) 指定解除別に口座を設けて記載し、面積は種類ごと及び市町村ごとに総数を掲上する。

2) 区域内には、当該区域の属する林班番号又は字名を記載する。

10-3 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積  
該当なし

別表11 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等  
該当なし

別表12 治山事業の数量

単位 地区

所 在		治 事 施 地 区 数	山 業 行 数	主な工種	備 考
市町村	区域（林班）				
士別市	2021, 2181, 2309, 2319, 2404	5	溪間工・本数調 整伐		
名寄市	1144	1	植栽工		
下川町	93・110, 238, 242	3	溪間工		
中川町	1061, 1073, 1077, 1080, 1085	5	溪間工		
計		14			

別表13 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採法	その他	
保安林	水かん	和寒町	7,810			
		士別市	46,794			
		名寄市	4,865			
		下川町	46,014			
		中川町	7,422			
	小 計		112,905			
	土流	士別市	13,879			
		名寄市	80			
		下川町	910			
		中川町	24,084			
	小 計		38,953			
	土崩	士別市	4			
		中川町	971			※保安林の指定 施業要件の範囲 内とする。
	小 計		976			
	防風	士別市	67			
		名寄市	20			
	小 計		86			
	干害	士別市	1,342			
		名寄市	(564)			
		下川町	558			
	小 計		(564) 1,901			
保安林	保健	士別市	(2,507)			
		名寄市	1,127			
		下川町	374			
	小 計		(2,507) 1,501			
計		(3,071)	156,321			
砂防指定地	士別市		11	択伐、禁伐		
	名寄市		9			
	下川町		(23) 1			
計		(23)	20			

注) ( )書きの数値は重複制限林で外書きである。

単位 面積 : ha

種類	森林の所在		面 積	施業方法		備考	
	市町村	区域		伐方	採法		
道立 自然 公園	第一種	士別市	※森林の区域 (林小班) は、北海道森 林管理局計画 課に備え置く 別冊のとおり である。	(489)	※11(1)ウの表に よる。	天 塩 岳 道 立 自 然 公 園	
	小 計			(489)			
	第二種	士別市		(845)			
		下川町		(223)			
	小 計			(1,068)			
	第三種	士別市		(1,884)			
	小 計			(1,884)			
	計			(3,441)			
鳥 獸 保 護 区	特別保 護地区	和寒町		(51)	※11(1)オの表に よる。		
		士別市		(43)			
		名寄市		(80)			
		下川町		(129)			
	計			(303)			

注) ( ) 書きの数値は重複制限林で外書きである。